

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	2-20
処分の種類	温泉登録分析機関の登録の取消し			
根拠法令条例等・条項	温泉法第25条			
処分の概要	温泉登録分析機関の登録を取消することができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考]</p> <p>温泉法第25条 都道府県知事は、登録分析機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。</p> <p>一 第19条第1項及び第2項、第20条、第21条第1項、前条、次条並びに第27条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定に違反したとき。</p> <p>二 第19条第3項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。</p> <p>三 第19条第4項第1号又は第3号のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>四 不正の手段により第19条第1項の登録を受けたとき。</p>			
基準の制定根拠	—			